



日本幼稚園協会編輯會の教育

東京女子高等師範學校校長 吉岡郷甫
附屬幼稚園主事 倉橋惣三

日本幼稚園協會規則

第一條 本會ハ幼兒教育ノ改良發達ヲ圖ル
(ヲ以テ目的トス)

第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ
關係アルモノノ又ハ幼兒教育ニ篤志ナルモノ

トス

第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾五
錢ヲ輸出スヘシ、會員ハ無料ニテ本會發行
雜誌ノ配布ヲ受ケ又本會ノ事業ニ關シ諸種
ノ便宜ヲ受ク

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業
ニ裨益アリト認ムルトキハ特ニ請ヒテ客員
トナスコトアルヘシ

第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會
ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ラバ與ヘラル、モノニ
請ヒテ地方委員トナスコトアルヘシ

第七條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク。但場
合ニヨリ臨時休會スルコトヲ得

第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ

一、幼兒教育ニ關スル研究及ヒ調査

一、幼兒教育ニ關スル講演會及ヒ講習會ノ
開催

一、雜誌發行(毎月一回)

一、幼兒教育ニ關スル圖書刊行
一、保姆就職及招聘ニ關スル仲介

一、其他本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル
事件

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 會務ヲ總理ス
主幹 一名 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌
理事ス

幹事 若干名 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ
分掌ス

評議員 若干名 重要ナル事件ニ關シ會長
ノ諮詢ニ應ス

第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノト
ス

第十一條 主幹 幹事 評議員ハ二ヶ年ヲ期
シテ會長ヨリ推舉スルモノトス

第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ
又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルヘシ

第十三條 本規則ハ總會出席會員ノ三分ノ二
以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコ
トヲ得ス